

「中央公論」の七月号で「日本領土の範囲」を特集している。巻頭で中野美代子氏は「日本人に領土意識はあるか——風景の美学から「北方四島」まで——」を論じている。同氏によれば「日本の周辺に付属する島は……おおむねほどほどの位置にあった。海の風景の中の一点綴として収まりがよければ、日本人の風景美学はそれで満足する。領土として意識するなどという野暮な了見は不要だったのである。ところで、竹島は、何といってもこのほどほどの位置にはなかった」。隠岐諸島からはるか一六〇キロ沖合の無人の島は日本人の風景美学の及ぶところではなかった。げんにかなり権威あると思われる日本のアトラスにおいて、日本全国図のページには登場するが、鬱陵島との間には国境線は引かれておらず、地籍があるはずの島根県のページにも入っていない。外国ならばこんなアト

ラスが発行されただけで国会で問題になりかねない。日本では政治家が、本地図のこんなあいまいさに気づくはずもなかった。「まして閣僚の一人が、こんな無人島を視察して日本領土と明示した標識を立てるはずもなかった。しかし、韓国内務大臣は、昨年の秋に竹島を訪れ、竹島と明示した銅板プ

### 領土意識

レートを打ちつけているのである。すべては、日本の風景美学からはみ出した竹島の悲劇であった」。

右の中野論文も、そして特集全体も、重点を「北方領土」や「尖閣列島」の問題に置いているらしいことは筆者にも読める。だが、挙げ足とりでなく、中野論文中の竹島「独島」に関する右の指摘だけは、筆者の理解を超える。本

号編集の過程で接した一文だけに、一層その感が深い。中野氏はさらに次のように言う。「竹島と尖閣諸島をめぐる……韓国政府と中国政府（台湾を含む）の態度」さらにそれに対する「日本人の無反応ぶり」は、いまこそわれわれに次のことを教えてくれる。すなわち、日本人の領土意識なるものは、潜在的にすら存在していなかったのだ、と。もし、潜在的にせよ存在していたとすれば、これら外からの刺戟を受けるときには、いくら何でも目ざめるはずである。まして昨年秋季の韓国内務大臣の竹島視察に至っては、一昨年来の二〇〇海里さわぎの渦中ではなかったか。とはたしてそうなのだろうか。もしそうだとすれば、本号梶村論文に記されている体験は何を意味するのか。更に昨年来の竹島「独島」に関する新聞投書（別掲）は「風景の美学」から、どう解明できるのだろうか。（三満照敏）

## 竹島「独島」問題と日本国家

梶村秀樹

### はじめに

私がこの論文を書くことを思い立ったのは次のようなことからである。

昨年一〇月、講談社の現代新書の一冊として『朝鮮史—その発展』と題する小さな概説書を世にさし出したところ、発行後一カ月とたたない最も早い時期に次のような「読書カード」がとどいた。

「一七頁の朝鮮の地勢であるが、この地図では、竹島が独島と表記されていて、いかにも「朝鮮」領の如く示されているのはどういう意図からか？ その真意を伺いたし。あるいは釈明でも」。

東京大田区に住む二七才の会社員S氏からのものであった。その後、札幌市の大学生A氏からも同主旨の「読者カード」がとどいた。二通とも、「竹島は論議の余地もない

ほど明白な日本の固有領土であるのに、韓国は無法にもそれを不法占拠している」とする認識を前提としての非難であると思われた。

編集部のおすすめもあって、私はこのお二人にとりいそぎ返信を送った。少し長いが全文を写しておきたい。

「拙著についての読書カードのご質問にお答えします。一七頁の地図についての貴下のご質問は、竹島「独島」が日本領であると頭からきめてかかっておられるようにみえますが、その主張がどの程度にしっかりした根拠があるのかごんじでしようか？ また「竹島」をかつて日本領に編入手続きしたのが、いつどういう状況のもとでか、ごんじでしようか？（一九〇五年です）。一度地図を開いてみて、地形的に日本と朝鮮とどちらにより近いかを、よくながめてみてください。もっとも自然地理

だけが絶対的きめてではありませんが、かりにそれだけを基準に論じていくとすれば、「竹島」より「北方領土」の方がよほど、日本のいぶん理があると思考しております。そして、一七頁の図自体は、あくまで朝鮮を中心として、朝鮮からみでの四囲の状況を示したもので、ほかに、「東海」や「南海」などもすべて、朝鮮側からの呼称に従っておりません。もちろん国際法的にいう竹島は独島問題が、現在まだ未解決の状態であると承知していますので、図上には国境線を敢えて入れてありません。たゞ、現に朝鮮では南北ともに、独島は鬱陵島の属島ないし兄弟島であって、固有の朝鮮の一部だと考えられており、今日の領土觀念にかぎり、その主張には公平にみて相当の歴史的・国際法的論拠もあることだと私は考えております。問題の根底的解決には、一つには朝鮮自体の南北統一が先決でしょうが（韓国との交渉だけでは問題の最終的解決ではありえない）、もし将来そのような条件のもとで公正な何らかの機関が判定をくだすことになったとしたら、朝鮮側に属すると裁定される可能性も決して小さくはないと思われれます。私は格別不注意であのように図示したものではありません。したがってとくに「釈明」すべきことはありません。この問題につ

か？ 考えてみると、この二人とも「戦争を知らない」若い世代に属する。二通のカードは、たまたま二通だけが直接来たけれども、むしろごく常識的な日本国民のありのままの感情を代表しているとみなすべきかもしれない。そこで、再度A氏との対話を試みるようなつもりで、この文を草したいと思うのである。つまり、領土観や国家意識自体がいずれ止揚されるべきものだとする一般論から出発するのでなく、まず現存の領土観の枠組の中の個別竹島は独島問題を具体的に研究し、その中から一般論にいたる道筋を発見したいと思う。

#### □日本国民の「竹島」認識

日本国民の大多数が「竹島」を「日本の明白な固有領土」と考えていることは、新聞の投書欄にも端的に表われている。一九六五年以降しばらくほとぼりがさめた形になってきた「竹島問題」が、再度クローズ・アップされてきた昨年二月以降、朝日新聞の声欄に掲載されたこの問題に関連する投書は全部で七編もあるが、ニュアンスは異なれ、そのすべてが、そう前提している。もちろん、新聞の投書欄というものは、個々の投書者の主観だけでなく、投書をセレクトした編集者の主観をも反映しているが、実際投書の

いて、排外主義の克服という遠い将来までの課題を念頭に置きつつ、冷静に歴史的事実を見きわめてくださり（必要なら参考にすべき文献をお知らせしますが）、またご自身の心情自体をみつめなおしてくださるようお願い致します」。

読みかえしてみると、いいたいことを一応いってはいいるが、いささか受身の切口上で、懇切な返答とはいえない。それがずっと気がかりになっていた。この返信に対してS氏からは何の音さたもなく、A氏からは「丁寧な御返信をいただき真にありがとうございます。先生の御説明は素人の私にも充分にわかりやすいものでした。しかし残念ではありませんが、私には受け入れることはできません。御研究の成果があることを念じ申し上げます」と折目正しい再信があった。つまり、私は説得に失敗したのである。

それにしても、たった一枚の添函の豆粒ほどの活字に、最も鋭敏な反応があったことが私を驚かせた。私の本には、排外的な「国民感情」および朝鮮認識にあえて逆らうような内容が相当多くふくまれているのだが、それらのすべてを黙過するとしても、「竹島」を「独島」と表記したことだけは許せないとするほど、重大視する感情があると感ぜられたからである。いわゆる「領土問題」の魔力であろう

大部分はこうした基調のものであったろう。他紙の投書欄も同様なのである（別掲資料参照）。

ここで詳細な投書の意識分析に立ち入ることはできないが、いえることは、投書者の大部分がこの認識から出発して、韓国が一方的に横車を押ししていると思ひこみ、それに対する日本政府の弱腰にいらだち、下からの排外主義的つきあげを行なっているということである。

このような事態については、韓国側の主張の詳細を紹介することもなく、一方的に日本側の主張をPRしてきた日本政府の態度にも責任がある。多くの日本国民は、「福田首相があれほどさわやかに日本の固有領土といいきるからには、まさかそれ相当の根拠がないことはいきり」と思っているにちがいない。また日本外務省が現在までに公表した文書を素直によんでいくなら、こうした認識に到達するのはあたりまえであろう。実際、外務省北東アジア課長佐藤嘉恭氏は、前記の投書者たちに答える文章の中で、「わが国は、竹島が歴史的にも国際法上もわが国固有の領土であることは明白である、という立場をとっております。…わが国は、韓国に対して嚴重抗議し、その主張に根拠がないことを文書を提示して詳細に説明しましたが、韓国側は納得せず…」などどくりかえしてもいる（朝日新聞一

九七八年三月一二日付)。これらを素朴に信じ、あるいは批判的に検討する資料といふ持たない九九%以上の日本国民が、韓国の「横暴」に不信感をつのらせ、日本側の弱腰をいぶかしく思うに至るのは、ごく自然なことかもしれない。

しかし、この意識状況は、韓国・朝鮮側からの認識とあまりにも大きくくいちがっている。多くの投書者は、事態の不可解さにいらだちながら、日本側の「弱腰」の原因は、日韓の癒着・「黒い霧」などにあるのではないかと推量する革新的批判のポーズをとっている(その様相は、明治の頃の自由民権右派の対外強硬論や日比谷焼打事件などを思い出させる)が、それは次元の異なる問題の混同であり、日本側の原因を見落している結果だといわざるをえない。そうした中で、いぶかしい状況についての思考を一步進め、「日韓双方が証拠を十分に出し合って、双方の国民が納得する方法で解決するための外務省あたりの説明」を要求している点で、木須貴也氏の主張(後掲資料参照)は、相対的に正論であると思う。

はたして、竹島Ⅱ独島問題において、日本側に一〇〇%の理があり、韓国側の主張は何の根拠もないことなのか? 政府が知らせないのなら、我々は自発的に知らなければならぬ。

今日のような民主社会にいたってなお、外交や国際政治がこれほど破廉恥に威圧的に展開されうるものなのか? 実に、限らない虚脱感と幻滅感にとらわれるばかりである。そうかといって、根拠もないでたらめな主張をそのまま坐視するわけにもいかないのが、現在の国際情勢であり、政治現実であるからには、むしろ砂をかむような心情で、ここに独島領有権に関する数篇の文を集め、前近代的な妄想からさめえずにいる日本に対する警告とすると同時に、有意の人士の参考に残したいと考える」。右は、一九六五年一月に大韓公論社が刊行した論文集『独島』によせた当時の経済担当無任所長官元容奭氏の「刊行の辞」の一節である。元氏は、日韓交渉にもタッチした人で、現在はすでに政権を離れているが、この文は五〇年代初め以来今日まで一貫している韓国政府の竹島Ⅱ独島問題に対する姿勢を端的に示しているといえよう。そもそも日本と交渉する筋合いのものですらないというのが、韓国政府の一貫した姿勢なのである。そして「いうまでもなく独島は韓国の固有領土である」とする認識が、政権当局者のみならず韓国国民衆全体のものであることは、本年六月一三日のソウル大学の学生集会で、韓国政府の独島問題における弱腰を強く批判していることから明らかである。

らぬ。

#### □韓国・朝鮮側の基本姿勢

韓国では、前記の日本側の認識とはちよほど正反對に、「独島は論議の余地もないほど明白な韓国の固有領土である」と考えられている。

「……このような重大な時機にさいし、日本は毅然たるわが国の領土の一部である独島を、まるで自国の領有であるかのごとく、その国会の審議過程においてとんでもない臆説をまきちらし、またしても一つの政治的かけひきの道具としようとする年来の底意をむきだしにしているとの報道は、せっかく新しい心持ちで対しようとしている我々の心情を、形容しがたいほど複雑な境地に追いやっている。独島が日本に属していたという何の史的痕跡や国際法的な根拠も発見できないばかりでなく、むしろ日がたつにつれ、韓国の領土であったという記録や文献が続々と発見されており、またかくの如き事情を誰よりもよく日本の為政者や識者層は知悉しているながら、ことさらにこのようなさわざをくりかえしているのは、どうしたことか? ……われわれはいま、これ以上独島問題についてあげつらうことに興味を感じない。だが、

一方、朝鮮民主主義人民共和国側は、従来、この問題を論ずるための前提条件を欠いているという見地に立つためか、竹島Ⅱ独島問題だけをとりたてて論ずることを系統的に行なってきたとはいえないが、やはり早くから「広く認められた伝統的な朝鮮の固有領土」であるとみていたことは確かである。ことに、一九七七年二月一日付の『労働新聞』掲載の論説は、その観点を明確にうちだすとともに、そのことを毅然と主張して日本を説得することができない朴正熙政権の対日姿勢を批判することに主眼をおくものであった(後掲資料参照)。かくして、共和国政府の姿勢もいまやきわめて明らかである。

#### □日韓両政府間の論争文獻

このような状況の中で、我々は双方の結論の差異の顕著さをたゞ心情的にあげつらうだけでなく、その論拠にまで遡って冷静に読みくらべつつ、我々の竹島Ⅱ独島問題認識を形成しなければならぬわけである。とりわけ、日本でほとんど知られていない韓国・朝鮮側の論拠を正確に理解し、慎重に判断をくだすことが重要となる。

ところで、日韓両政府間の竹島Ⅱ独島問題に関するオフィシャルな口上書の応酬は、サンフランシスコ条約調印に

ともない一九五二年一月一八日韓国政府が「平和線」(「李承晩ライン」)を設定して以降開始され、以後一九六〇年までだけで日本側二四回、韓国側一八回計四二回の口上書のやりとりがあったとされるが、そのうち双方の歴史的・国際法的主張を最も詳細に展開したものは、次の日付をもつ三往復の文書であるという(註1)。

(1) 日本側一九五二年七月一三日付——韓国側五三年九月九日付

(2) 日本側五四年二月一〇日付——韓国側五四年九月二五日付

(3) 日本側五六年九月二〇日付——韓国側五九年一月七日付

この三往復のうちでも核心をなすとされる二往復目の口上書を本号に資料として付しておいたので読み比べていただきたい。なお、一回目の韓国側の口上書は本誌一〇号に訳載しており、日本側の文書も、外務省が公表したことがあるという。双方の三往復目の文書は未見だが、二回目に対する補足的意義をもつものといわれ、諸資料から内容の大体を知ることができる。

しかし、四二回の文書のすべてについていえば、日本外務省は双方のものを系統的に公表するということを全くし

の作成にも当たってきた人であり、著述の観点もその立場を強くうちだしているものといえる。

一方、韓国側ではソウル大学の国際法専攻の教授である李漢基博士の著書『韓国の領土』(ソウル大学校出版部一九六九)が最も学問的水準の高い体系的なものである。著者はやはり、専門家の立場から日韓交渉に参画してきた人であり(注4)、韓国政府の代弁者とはいえないにしても、前記川上への反論をふくめて、もう少し広い意味で韓国の見解を代表するものとみなしうる。

そしてその後は顕著な新事実の発掘は双方ともなく、昨年来の公文書のやりとりも事実関係の面では、六〇年代までの知見の集約・整理でもある川上||李漢基論争の延長線上のものともみられる。なお、日本側の民間の国際法学者の論稿は、そのほとんどが、アブリオリに日本政府の主張を支持・補強しようとする動きからのものだが、中で、日本人の立場から最も明白に異論を提起しているのは、故山辺健太郎氏であり、特に一九〇五年の日本編入過程の帝国主義的侵略性を糊塗しようとする日本政府の観点を強く批判されている。そして、本誌もかつて一〇号・一六号の吉岡吉典論文を通じて、不十分ながら同様の批判を提起したことがあり、私はその視点を継承・発展させなければならな

ていない「おかみのやることを黙ってみておれ」といわんばかりの態度である。その点、韓国側には、限定版かもしれないが、外務部政務局『独島領有権に関する韓日間往復文書』(?)、同『独島問題概論』(一九五五)などの形で公刊されたものがあるらしく(注2)、ただしもフェアな態度といえる。我々は直接それらの文献をみることはできなかったが、韓国の文献に引用されているものを通じてある程度内容を知ることができた。なお、高麗大学校亜細亜問題研究所日本研究室編『韓日関係資料集』第一輯(一九七六)には、数通の口上書がそのまま収録されている。

次に六〇年代の日韓条約調印過程では、後述のようにオフィシャルな会談過程には全くのほらなかつたのだから、明示的な公文書の交換もなく、双方とも公式記録は全然残していない(注3)。しかし、条約調印後に、双方の交渉当事者たちが私的な著述の形で詳論した文献があり、オフィシャルな形のものではないが、事実上当局の見解を代弁・敷衍したものとみなされる。日本側では川上健三著『島の歴史地理学的研究』(古今書院一九六六)が、その代表であるといえる。「純然たる歴史地理学的立場」の個人的著述と断わってはいるが、同氏が自認しているとおりの外務省内で一貫して竹島||独島問題にはりついて公文書

いと考えている。

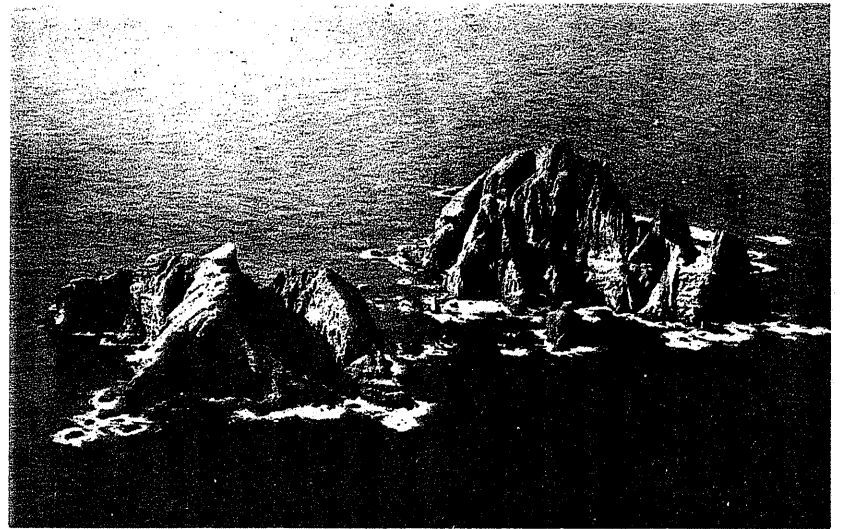
以上、何の特権ももたない市民として私たちが関係文献の収集に可能なかぎりの努力をした結果を整理して示した。公開資料の不足に対する腹立たしさは残るが、入手しえた文献だけからでもとまかく両政府の主張と認識のおおよそはつかめたと判断している。以下、以上の位置づけに従って諸文献を精読・較量した結果を、どちらがどう正しいとかいうような議論としてではなく、我々独自の認識として総合的に示していくことにしたい。

注(1) 森田芳夫「竹島領有をめぐる日韓両国の歴史上の見解」(『外務省調査月報』二巻五号、一九六一・五)による。

(2) 前掲李漢基『韓国の領土』参照。

(3) 「②独島問題においては日本側はこれを基本関係条約に規定して解決しようとする立場を取ったが、韓国側は、この島が韓国固有の領土であるから、これが韓日会談の懸案の一つとして取扱えないとの立場から、除外することとした」(大韓民国政府『韓日会談白書』一九六五年、一六頁より)。

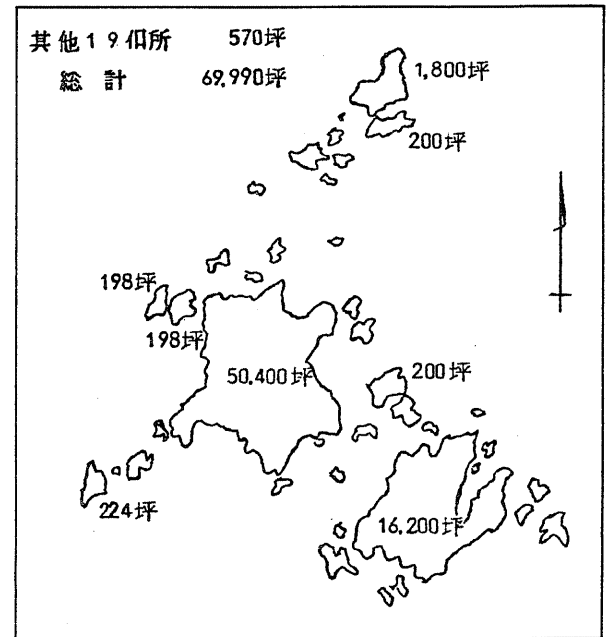
(4) 『新東亜』一九七八年七月号所載のインタビュー記事参照。



竹島 = 独島の航空写真

□竹島Ⅱ独島の自然条件

竹島Ⅱ独島というのは、日本海の中ほど、東経一三一度五二分二秒、北緯三七度一四分一八秒(注1)に位置する火山性の岩礁群である。一〇〇メートルほどの水道をへだてて向いあり東・西二個の主島と、それをとりまく三〇余の小岩礁とからなり、総面積は一八六一一平方メートル(一九五二年一月、韓国山岳会調査団測量)、つまり一辺四〇〇メートル余の正方形に全部おさまってしまう程度、日比谷公園より少し広いくらいにすぎない。東・西両島の間が噴火口で、いわば外輪山の一部のようなものだから、全島が岩山で、土はおろかさ砂もほとんどない。周囲はほとんど絶壁で浜といえるのはわずかに東島の水道側の狭い隙地だけである。この部分に近代以降時折漁民のたてた掛小屋がみられたが、台風が来れば水をかぶり、流失してしまうから、恒久的な住居ではありえなかった。そのほかに一時的なりと人の住める場所といえば、島の周囲の絶壁に数カ所ある洞穴があるが、これも波のしぶきを浴び、むしろアンカのねぐらである。島の上部には普通にはよじのぼるのも困難で、特に最も大きな西島は、全島がほとんど六〇度もの傾斜面からなる。現在韓国側で設置している灯台



竹島 = 独島の面積

や警備所は東島の頂部のヤ、なだらかな部分をセメントなどでぬりかためて固定したものだ、こんな恒久施設は到底個人の手で容易に建設できるものではない。島の標高は、西島最頂部が一七四メートル、西島は九九・四メートルという(近年の韓国の実測)。

真水は、西島の中腹に一カ所湧水があるとの報告がみられるほか、最近の韓国の詳しい調査では洞穴中などに数カ所の滴水もあるが、いずれもごく微量で、季節によっては枯れてしまつて発見できないこともある程度のものである。その上、アンカの糞などで混濁していて到底そのまま、飲用できるようなものではなく、現在の韓国の漁民も、これらや天水を器にためて煮炊きに使うことはあるが、飲料水は陸地から持参するのが常であるという。

次に、竹島Ⅱ独島には普通に見て樹木とみえるようなものは一本もない。わずかに岩のわれ目に草が生える程度で、喬木が育ちようもない環境なのである。最近までの韓国の植物学者の調査により、マサキなど数種の矮生の木本をふくめて六七種の陸生植物が確認されているが、その中には、警備隊の常駐以後、補給物資について上陸したとおぼしき雑草も若干あるという(注1)。いずれにせよ、作物などを持ちこんで通常に栽培できるような環境では到底ない。

以上で分るように、竹島Ⅱ独島は、その数百倍の面積を持つ鬱陵島などとは全く異って、普通に人間が常住できるような条件のない、たとえ領有が明確であったとしても、無人島であるほかない島なのである。

かくして、竹島Ⅱ独島における一応経済的価値のある資源は、島つきの海生動物・植物、すなわち、アシカ・貝類・海藻類などだけとなる。近年島根県が推定した年間水揚げ可能量は、アシカ二〇〇頭、アワビ二〇トン、サザエ四トン、ウニ・ナマコなど若干、ワカメ四トン、テングサ四トンという程度だが、これも目一ばい多めにはじき出した数値とみられる(注2)。アシカは乱獲すればたちまち絶滅の危機に瀕するおそれがあるし、アワビなども、たまたまあまり人手の入ってなかった時期に、のびのびと育った個体がみつかったというだけの話で、ほかの土地より特別に恵まれた自然条件にあるわけではないから、常時採取されるようになればごく普通の小さな漁場の一つとなってしまうと考えられる。竹島Ⅱ独島そのものの経済的価値は、日・韓双方で往々にして誇大に伝えられている。海産物以外では鳥糞の堆積物である燐鉱があるが、これも総量一六万トン程度、含有燐酸は九・八八%で品位は良くなく、商品として採算が採れるものではまずないとみられている(注

3)。現に、やはり誇大に伝えられたためか、戦前から日本人が鉱区を設定しているが一度も商業的に採掘されたことがない。なお、戦後も鉱区を日本政府から認められていた辻富蔵という人が、韓国との関係で実際上採掘が不可能なのに税金だけ課されるのは不当として一九五九年に訴訟を起したが敗訴したという事件があった。

なお、以上のほかに島の周辺の海域の回遊性魚類があり、現に日・韓双方からイカ釣り船などが出漁している。これは確かに一定の経済的価値をもつが、回遊性だから島に接近しなければ漁獲できない性格のものではない。後述のように島を基点とする専管水域のとり方によっては影響が出るが、島そのものの領有権とは一応別個の問題として扱うことが可能である。竹島Ⅱ独島の周辺は海面下までもほとんどが切り立った断崖であり、島つきといえる魚や海藻は前述の規模につきる。

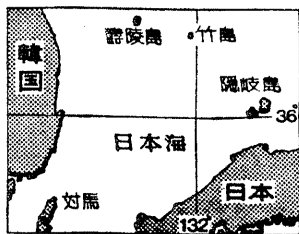
注(1) 『新東亜』一九七八年七月号所載の尹一炳「独島は生きてゐる」による。

注(2)(3) 川上健三「竹島の歴史地理学的研究」(一九六六)第三章参照。

#### □竹島Ⅱ独島の地理的位置

竹島Ⅱ独島に最も近いのは明白な朝鮮領である鬱陵島で、鬱陵島からみて東南東約四九海里である。これに対して、日本の隠岐の島の北端からは、西北にその約二倍の九〇海里の距離がある。なお朝鮮本土の慶尚北道蔚珍郡からは直線距離約一二〇海里、日本本土の日の御崎からは約一一〇海里である。日本側には、この双方の本土からの距離のみを強調する立論があるが、それはちょっと強引すぎる。

韓国・朝鮮側では一貫して竹島Ⅱ独島を鬱陵島の属島ないし兄弟島と規定してきたのに対し日本側は意識的に両者を切り離してとらえようとしてきたが、その点はどうだろう? 鬱陵島には本島にごく接近した(一海里以内)属島



が幾つかあり、そのうちの二つは竹島Ⅱ独島よりやや小さいくらい大きさを持ち、人の定住も可能である。竹島Ⅱ独島をそれらと同質の属島と規定するには、確かにちょっと距離が遠すぎる。しかし、鬱陵島も竹島Ⅱ独島も同じ白頭火山帯に属する同性質の火山島であり、周辺に全く陸地

のない日本海Ⅱ東海のなかほど・最深部に、相互にやゝ隔たって屹立している。したがって両島の間はかなり深い海であっていわゆる「大陸棚理論」は適用できない。つまり、両島の関係は八丈島と青ヶ島の関係のようなもので、兄弟島と規定することは、自然地理学的に決して不自然な主張とはいえない。現在の国際法をいし慣行では、決して自然地理的条件が領土問題のきめてとはされていないが、兄弟島であることが歴史的経緯に影響をもたなかったはずはない。実際、日本側でも昔は両島をそうした関係のものとしてらえてきたといえる。後述のように、江戸時代の日本では鬱陵島を「竹島」ないし「磯竹島」と呼び、いまの竹島Ⅱ独島を「松島」と呼んでいたが、松も生えないのに「松島」と呼ぶのは、「竹島」の呼称の方が先にあって、それと対になる名称として後から生れたものとしか理解しがたいのである(なお、鬱陵島に竹が自生することは顕著な特徴であり、またおそらくより古い名称と思われる磯竹(イソタケ)島の語源については、コムスリ(弓嵩Ⅱ今日の聖人峰)の和訓訳(Ⅱ五十岳)と解する申夔鎬・黄相基説がある。いずれにせよ、こちらの方は「松島」とはちがって実体的基礎のある名称である)。

歴史的経過についての論争と関連する大きな論点として、

鬱陵島から竹島Ⅱ独島が見えるかどうかという問題がある。日本側は一貫して見えるはずがないと強調してきた。特に川上健三前掲書は数式まで掲げてその主張を詳論している。川上によれば地球が球体であることから、地上の二点間の絶対的物理的視達限界は次の公式で表されるものとなる。

$$D = 2.09 \times (\sqrt{H} + \sqrt{h})$$

(ただし、Dは視達距離(海里)、Hは対象物体の海面上の高さ(メートル)、hは観測者の目の高さ(メートル))  
この公式から川上氏は、海面上に浮ぶ船上から観測して竹島Ⅱ独島の最頂部が見える限界は約三〇海里と算出し、四九海里離れた鬱陵島からは見えないと説く。この計算自体は正確であるが、川上氏は、鬱陵島の海拔〇メートルの浜辺から眺めるとのみ仮定している。しかし、鬱陵島の最高峰聖人峰は海拔九八五メートルもあり、李漢基氏が反論しているように山に登れば同じ公式を使っても視達距離は全く異ってくる。竹島Ⅱ独島の最高峰を一七四メートルとして計算したばあい、四九海里離れた鬱陵島からでも、海拔一二〇メートル以上の所からなら見えることになる。たゞし一二〇メートル地点からでは、頂上の一点が点として見えるにすぎない。竹島Ⅱ独島の海拔五〇メートル以上の部

分が面として視認できるのは、鬱陵島の海拔約二八四メートルの地点である。また海拔二〇〇メートルの地点からなら、約九六メートル以上の部分が見えることになり、少くとも竹島Ⅱ独島の西島頂部の三角形が見えることになる。つまり鬱陵島の、二〇〇〜三〇〇メートルの高度の東南がひらけた場所からなら、竹島Ⅱ独島は水平線上に小さくではあるがとにかく見える。そうした視達可能地点は地図を開いてみれば鬱陵島には随処にあることが分る。川上氏もこういう単純な事実には気づいていないわけではなく、そこで、「往時の鬱陵島は全島密林におゝわれていたから高所に登ること自体困難であり、たとえ登っても樹木に視界をさえぎられて見えなかったにちがいない」と説くのだが、これはやはり無理な推論であろう。九八五メートルの所まで登らねばというならともかく、三〇〇メートルまで登ればいいのだから、それ以上の高度の地点は無数にあるのだ。実際、一四三八年に空島政策が最終的に実行されるまでは少くとも、公式的にも鬱陵島には多くの朝鮮人民が定住していた。つまり当然漁業だけでなく農業を行っていたと推定されるのだが、鬱陵島もやはり海岸部は概して急峻で、むしろ二〇〇〜三〇〇メートルの台地上に比較的平坦を開墾適地が多く、現在もそんな土地に少なからず人

家があり畑がひらかれている。特に旧時の火田式農耕なら、そんな土地がまず開墾された可能性が高いはずなのである。従って、密林にさえぎられてどこからも見えなかったとはどうしても考えられない。  
なお、以上の議論は空気の明澄度は一応度外視してのもので、気象条件のよい時なら見えるということである。現に東京から富士山までの絶対距離は、鬱陵島と竹島Ⅱ独島の間よりかなり遠いが、我々は冬の晴れた日に東京から肉眼で難なく富士山を見ることができるとも水平線部分ほどよがたまりやすいから、高度が低いほど視認条件が悪くなることは確かだが、スモッグの東京より日本海のどまん中の方が空気が澄んでいることも確かであろうから、空気の明澄度ゆえに肉眼視認が絶対不可能と論ずることは無理であろう。なお、真偽は定かでないが一八世紀の日本側史料に、隠岐の島北部の山頂からさえ竹島Ⅱ独島が視認できたとする記述がある。鬱陵島に何百年も定住し、農耕も営んでいながら、竹島Ⅱ独島の存在に全く気づかなかつたらうと推論することは、朝鮮人民をよほどぼんやりした人々とみなす偏見に基づくことだ。

## □竹島Ⅱ独島の歴史的名称

今日の竹島Ⅱ独島をさすと一応みなされうる朝鮮側からの呼称として文献に残っているものは、時代順に、李朝の世宗・文宗朝(一四一九〜五二年)頃の于山島、成宗朝(一四七〇〜九四年)前後にみられる三峯島、正祖朝(一七七七〜一八〇〇年)の記録にみえる可支島、一八八一年以後の開墾時代の石島、文献上は一九〇六年に初出する独島等である。このほか右の諸名の異字・誤写(例えば子山島や千山島)などもあった。最も新しい「独島」の語源については、韓国側にも諸説があったが、石ないし岩を意味する「トル」の慶尚道方言「トク」からきたもので、外形的特徴から「トルソム」ないし「トクソム」と呼んでいた俗称に基づき、「石島」も「独島」も同じこの俗称を漢字化したものとする説が最有力であり、妥当でもであろう。これらに対して日本側は、「独島」以外は、今日の竹島Ⅱ独島をさすものとは認めないことを立論の基礎としているが、その可否は次項で検討する。

一方、日本側では、一六一八年以後、当時「磯竹島」ないし「竹島」と呼んだ今日の鬱陵島に盛んに渡航したと関連して、今日の竹島Ⅱ独島をさす「松島」の名が定着していた。ところが一八四〇年にかのシーボルトが日本図を作成した時に今日の鬱陵島にマツシマの名をあて、これ



が日本に逆輸入されたことから、幕末から明治初年にかけて名称の混乱が起った。鬱陵島のことを「竹島」とも「松島」とも呼ばれる反面、今日の竹島＝独島は、「松島」をいし「リャンコ島（後述の洋名からきた名）」と呼ばれ、「竹島」と呼ばれることはほとんどなかった。今日の竹島＝独島をさす「竹島」の名が定着したのは、一九〇五年日本と清との海防協定締結以後で、それと前後して鬱陵島もようやく現在の名に統一された。従って幕末から一九〇五年までの島名混乱期の日本側史料をみるに、それが現在のどの島をさすかを慎重に判定する必要がある。逆に、同じ「竹島」という呼称が、鬱陵島をさすこともあれば、今日の竹島＝独島をさすこともあり、さらに稀には鬱陵島の東一マイルの所にある別の小属島である竹嶼をいし竹島（この小属島は今日までずっと公式にもその名で呼ばれ続けている）でもありうるのである。この島名入れ替り問題は、戦前の田保橋潔氏の実証的研究以来、日本側の研究者によって強調されてきたが、韓国・朝鮮の研究者にもこの入れ替りの史実自体についての異論はなく、この点は争点ではない。日本側の最近の強調は、一六九六年に江戸幕府が当時の竹島（＝鬱陵島）を朝鮮領と認めて日本漁民の渡航を禁じた史料を直接に今日の竹島＝独島のことととりちがえてはならない

側の方が少し早い。

むしろ、太古の時代から、鬱陵島から竹島＝独島を経て隠岐に至る飛石が新羅と出雲とを結ぶ回廊となっていたろうことを伝説などによって想像することはできるが、文献的には知るすべもない。新羅の智証王の一三年（五一二年）に鬱陵島にあった于山国が新羅に服属したという記事が、鬱陵島が文献にあらわれる最初である。以後高麗時代にかけて、鬱陵島に関するかぎり、朝鮮人民が住み政治的支配の試みが反覆された証拠がある。ただ竹島＝独島をアブリオリに鬱陵島の属島とみなす観点から、それが当然于山国の版図にすでに入っていたはずとする見解が、韓国の一部にあるが、遠く離れた無人島であった竹島＝独島が于山国の版図に入っていたという直接の証拠はまだない。これに對し日本側でも鬱陵島は古く一世紀から「うるまの島」の名で知られているが、竹島＝独島は全く知られていない。注意すべきことは「うるま」が「鬱陵」の朝鮮読みとして解けることである（ウル＝鬱＝蔚＝于＝武＝茂、メ＝山＝陵）。

鬱陵島と別の島が朝鮮の史書に登場するのは、一五世紀なかばの「于山島」からで、日本の文献初出よりは約二百年早い。特に最も成立の古い『世宗実録地理志』（実質的

と主張したいためとみられる。それはそのとおりだが、しかし少なくとも現在では、韓国側にもそんなあらっぽい議論はまず見当たらないのである。逆に日本側でも、一七世紀の竹島＝鬱陵島渡航の史実をもって直接にいまの竹島＝独島を「経営」した証拠とするような議論が、今でも時に巷間に流布されているが（注1）、川上氏などになると当然そんなちやちやすりかえはやっていない。

なお、ヨーロッパ人による確実に今日の竹島＝独島をさす命名としては、一八四九年フランス船によるリアンクル岩（Liancourt rocks）と一八五五年イギリス船によるホーネット岩（Hornet rocks）の名とがある。

注(1) 例えば『産経新聞』一九七七年一月二十六日付ザンケイ抄」。

#### □竹島＝独島の認知

現在の国際法慣行において、領土紛争裁定の基礎の一部（全てではない）とされる歴史的事実は、一般的にいったんどちらが先に知っていたか（認知の事実）と、どちらがどれだけ継続的に利用してきたか（実効的経営の事実）の二点である。まずこの島の存在の認知の先後については、結論的にいって、現存文献を素直に読むかぎり、やはり朝鮮

には一四三二年、形式上は一四五四年成立）の蔚珍島の条には、「于山・武陵二島は島の正東の海中に在り。二島相去ること遠からず、風の日にして清明なれば則ち望見すべし」と二島説で首尾一貫した記述があり、前述の自然的条件にもびったり合致している。これに對して、やゝ遅れる『高麗史』地理志（一四五一年成立）、『新增東国輿地勝覽』（一四八一―一五三一年の間に漸次成立）の記述はやゝ混乱しており、前者では鬱陵一島説を主としつつ、「一説によれば于山・武陵もと二島」と注記しているが、後者では再び二島説を主とし、一島説の方を注記する形に落着けている。

そこで、日本側では抹消作戦に出て、于山と武（鬱）陵とはもともと鬱陵島をさす同物異名にすぎぬと主張してきた。特に川上前掲書は、形式上の成立年代を根拠に、『高麗史』を最も正確とし、これを基準にして『世宗実録地理志』を批判する論理で通しているが、それは今日の文献史的知識によれば無茶な史料操作である。確かに日本側の主張のように于山・武陵のいずれもが「ウルメ」という古語の相異なる漢字表記であることは事実である。しかし、そのことは、時代が下り認識が拡がるとともに両名が相異なる二島に使い分けられることになった可能性を否定する



根拠とはならない。幕末日本における「松島」の同名異物と同じことである。また、こうした経緯から、確かにこの頃の朝鮮文献に「于山島」の名で今の鬱陵島を記述したのもあることは事実である。しかし、だからといって逆に「于山島」がすべて鬱陵島のみをさすと断定することには無理がある。ならば何故二島説がくり返し記述され続けたのだらう？ 要するに、この時代の朝鮮人が、名称に混乱があり、漠然たるものであったとはいえず、東海中に相矩たる二島があると認識していたことは確かである。「于山島」をたまたま事実と合致した全くの空想の産物と断定することは難かしいのである。現に後の一七世紀末の安龍福も、「于山島」を竹島＝独島をさす言葉として正確に知っていた。

朝鮮側の文献がむしろ時代が下るほど混乱してくる背景には、鬱陵島自体についての「空島政策」がある。空島政策とは、税賦を逃れての渡島を禁ずるため、ないし倭寇による被害から保護できないことを理由に、李氏王朝が鬱陵島への渡航を禁じ、在住者を本土に連行する政策をとったことをさし、一四一六年に開始されて、一四三八年にほぼ完了し、公式には一八八一年まで続けられた。韓国側は、空島政策とはいえず、官による定期的巡視は続けられていた

みているのに対し、日本側は架空なないし鬱陵島と同物異名として抹消しようとし、確かに竹島＝独島には合致しない記述もあるのだが、といって竹島＝独島をさすことを全く否定しきるわけにはいかないのである。そもそも成宗朝の王朝記録に「三峯島」が瀬出するのは、「鬱陵島とは別に東海中に三峯島がある」と伝える人がいて、王朝側がそこにも税賦を避ける人民が逃入してはいないかと思ひ、何回も探察隊を派遣したためであるが、一四七六年の金自周の一隊を除いては探察に失敗し、中には鬱陵島をこれと誤認して報告する官人もいたりして、結局王朝側も人民をみつけないことを目的とする探察には値いしなとみて断念するにいたった。断念に当り、王朝はそれを正当化するためにも三峯島架空説ないし鬱陵島説をもって公式見解を統一し、それが後世の実情を知らぬ官人・文人にいたるほど敷衍・潤色されて、机上で記述されるようになったと思われる。しかし、最初に「別に三峯島があること」を伝えた人は、かなり正確な知識を持っていたと考えるのが自然ではあるまいか？ そこに人民が逃入しているとありえない推断をしたのは王朝側だが、鬱陵島やその小属島のことなら、王朝側にもかなりの知識があるのだから、特別の探察隊を出すことはありえず、それ以外の島であることが探索の前提

のだから領有権の放棄ではないと主張し、日本側もそれに直接異論を唱えてはいない。たゞ鬱陵島の空島化が竹島＝独島の認識を漠然たるものにとどまらしめたのは事実である。空島化以前の『世宗実録地理志』が比較的混乱がないのに、後に机上で諸書を切り張りし文辞を加えた編纂物の方が混乱しているのもそのためである。なお、日本側が往々王朝権力の公式の認識と民間人の認識を峻別し、前者の混乱ぶりをつく論法をとっているのはどうであろうか？

一般に封建社会の権力は、近代国家ほどにも人民生活の全体を掌握しきってはいなかった。その点は日本側も同様だが、都に住む文人より、はるかに正確な認識を東海辺の漁夫等が持っている、たまたま文献にもそれが反映するといふことがありうるだろう。空島政策中といえども、密航者が完全にとどえたとは断定できないのである。しかし、いづれにせよ空島政策は、鬱陵島やまして竹島＝独島のことを、官製文献に現われにくくさせた。またこの空島政策ゆえに、一七世紀の日本人鬱陵島渡航時代がありえたのである。

次に、成宗朝（一四七〇～一四九四年）の記録に登場する「三峯島」についても、「于山島」のばあいと基本的に同じことがいえる。つまり、韓国、朝鮮側が竹島＝独島をさすととなっている。そしてその海域で、別の島といえば竹島＝独島しかない。この別の島の発見に唯一成功した金自周の報告にある「西距島七八里許到泊、望見則於島北有三石列立、次小島、次巖石列立、次中島、中島之西又有小島、皆海水通流、亦於海島之間、有如人形別立者三十……」という記述について、韓国の申秉鎬氏は、竹島＝独島を東方海上から望見した形状によく一致するし、「人形の如きもの」はアシカであろうと説くのに対し、川上氏はこれをしも鬱陵島北岸の景観と説くが、私が地形図を見比べた限りでは、竹島＝独島の形状の方によく一致するよう思われる。竹島＝独島を東から眺めれば、その東島と西島とは重なって一体に見えるはずで、報告中の「中島」は両者を合せたものであり、「海水通流」とは小島が波をかぶる程度のものであることを表現したものであろう。なお、別の記録によれば金自周が「人形の如きものが白衣をまとい朝鮮人のようであった」とのべているのは、王朝側の期待に沿うための潤色であったとも考えうる。

要するに、一五世紀の朝鮮人民は、莫然とではあれ、竹島＝独島の存在を認知していたと考えられるのである。

□一七世紀の実効的経営？

以上に対して、日本側の文献上の竹島II独島の初出は、ずっと遅く出雲藩士齋藤豊仙編の『隠州視聽合記』（一六六七年刊）で、「竹島」（鬱陵島）と別に「松島」の名で記載されている。しかしこの頃から以後、急速に島の形状なども相当詳細に知られるようになり、史料も少なからず残されている。それは、両国のその後の歴史に規定される文書史料の保存状態の差のためにもよるが、基本的には、一六一八年に米子の商人大谷・村川両家が幕府の渡海免許状を受けて、「竹島」（鬱陵島）に渡航するようになるにつれ、その順路に当る「松島」（独島）の知見もふえたものである。一方、朝鮮側からみれば、この島自体が目標とならないかぎり、東海の涯のこの無人島まで出向く必要はまずなし。

大谷・村川両家のいわゆる「竹島経営」は、一六一七年たまたま村川の商船が遭難して鬱陵島に漂着し、その物産の豊富なのに着眼して幕府に渡航許可を申請したのが発端で、朝鮮側の空島政策のおかげで、この一七世紀の約八〇年だけ続いた。それは具体的には、春に数隻数十人の船団を組織して鬱陵島に渡り、一〜二カ月採取活動を行なって、順風を待って帰ってくるということであるが、当時の技術条件からして、冒險的な事業であり、渡海免許当初の数

島渡海」の免許を得ている事実はあるようだが、それ以前もそれ以後も「松島」だけのために恒常的に出漁したとは思えない。アワビは、隠岐でも鬱陵島でもいくらか採れたろうし、アシカの油はまださほどの商品価値をもつものではなかった。「松島」には将軍様がよだれをたらしてほしがらうような銘木もなかった。川上前掲書の提示する諸史料を総合すれば、当時の日本人の「松島」利用状況は次のごとくであろう。まず第一に、鬱陵島への航行の目標としては必ず利用した。しかし常時は沖合を通りすぎるだけで、必ず寄港するということはなかった。はしけならともかく、大きな帆船が安全に接岸できるような地形ではなかったし、わざわざ上陸するメリットも別になかったからである。だが、時には、風待ちの都合、またゆきがけの駄賃的な意味で小船をおろして上陸し、多少のアワビとアシカを採取することもあった。日本側が、直接にはこの程度のそれも一時的な事実を物語る史料をもとに、推論に推論をかさねて、あたかも恒常的な「松島経営」があったかのように描き出しているのは、フェアな態度ではない。

ところで、こうした大谷・村川両家の朝鮮政府の空島政策の間隙をついた「竹島経営」は、ついに一六九三年にいたり、やはり集団的に處尚道方面から鬱陵島に出漁して

十年間は、毎年恒常的に渡航したものがどうか疑問である。しかし一六五〇年代から約四〇年間はかなりしばしば往来していたと認められよう。採取活動の主眼は、桐・センダンその他の価値ある銘木におかれていたようで、付随的にアワビとアシカの油などの順序であったと思われる。後者だけを目標とするには渡航はあまりに冒險的すぎた。こうした一時的な「経営」の事実には「先祖が血と汗を流して築いた」というような形容詞をつけて誤ったイメージを与え、それは犯罪的でさえある。それなら歴代の朝鮮人民が鬱陵島に流した血と汗はどうなるのか？ そもそもこの時期の「竹島経営」の対象はもっぱら鬱陵島であって決していまの竹島II独島ではなかった。だから「竹島経営」の事実を論拠に日本固有領土論をこり押ししていけば、「それなら日本がまず領有を主張すべきは竹島II独島よりも鬱陵島である。そのかわり朝鮮は対馬を経営した事実があるから対馬は朝鮮領だ」というような八方破れの反論が出てもしぎはないのである。

こうした「竹島経営」と全く別途に、「松島（いまの竹島II独島）」だけを対象とする船団が組織され「経営」が行なわれたと考えるのは無理がある。いかなる理由からか一六六一年に大谷・村川両家が、「竹島」とは別個に「松島」を朝鮮漁民安龍福らとの大規模な争闘事件をひきおこした。安龍福自身の供述によれば、この時かれは鬱陵島も竹島II独島も朝鮮領土であることを主張して日本人を追い払い、九三年と九六年の二回にわたって追撃して日本に渡り（一回目について日本側の記録は人質として連行したと称す）、朝鮮政府の仮空の官名を自称して独断で外交交渉を行ない、丁重なもてなしを受けた。川上前掲書などが、この安龍福の豪胆な行動をつとめて卑小に描き出そうとしているのを讀むと、氣恥かしい思いがする。ともかくかくして、問題は江戸幕府と李朝政府の公式外交ルートにのせられ、うよ曲折の後、一六九六年にいたり江戸幕府は「竹島（鬱陵島）」が朝鮮固有領土であることを確認して、日本人の渡航を一

切禁ずる措置をとった。この時、江戸幕府は「松島（いまの竹島II独島）」についても同様に渡航を禁じるのかどうかを明示しなかった。このため、「竹島」と「松島」を一体とみる通念からして、当然同様に禁じたとみる韓国・朝鮮側の主張と、明文で禁じてないのは渡航を許していたということとする日本側の主張が水掛論になっている。だが、江戸幕府が「竹島」と「松島」の扱いを意識的に区別していたことを積極的に証明する史料は全くなく、逆に一体と通念されていた史料

の方が多し。たゞ一つ、一八三六年の石州浜田の回船問屋  
会津屋八右衛門の「竹島密貿易事件」の判決文に「松島へ  
渡海の名目をもって竹島にわたり」という浜田藩家老の言  
が引用されているものが検討に値いするくらいだが、それ  
自体当時の少数説だし、この事件は、「松島」渡航の可否  
自体に判断をくだす性質のものではなかった。事実問題と  
して、「竹島（鬱陵島）」渡航禁止以後、独自の経済的価  
値のない「松島」だけのために渡航することも、幕末まで  
すっかりなくなっていたことは確かである。「松島」単独  
渡航を積極的に証明しうる史料は一つもない。

この間、朝鮮側でも空島政策が続いており、鬱陵島はと  
もかく、竹島Ⅱ独島の「実効的経営」がどの程度進行した  
かは定かでない。たゞ安龍福のような行動半径をもつ漁民  
があつたと断つはしないから、民間の知見はいくらも拡が  
ったかもしれない（注1）。それを反映してか、『正実実  
録』一七九六年の項に突然可支島の名があらわれる。この  
島名は明らかに可支魚（カジエ＝アシカ）に由来するもの  
で、韓国・朝鮮側では、いまの竹島Ⅱ独島をさすとしてい  
るのに対し、川上前掲書は鬱陵島と竹島Ⅱ独島の間を三日  
間で往復するのは不可能として鬱陵島東北部とみなしてい  
るが、順風に乗れば三日間の往復も必ずしも不可能とはい

えないし、記述と照合すれば川上の比定に合うような小属  
島は見当たらない。「実効的経営」の証明にはならないが、  
可支島を竹島Ⅱ独島とみなすこと自体はそう無理ではな  
いと思われる。

注(1) 昨年、韓国の学術調査団が東宗朝（一七世紀）の  
『鬱陵島史跡記』という文献を発見したと伝えられ  
ているが、まだその内容は公表されていない。

#### □竹島Ⅱ独島の帰属についての意識

以上のように、前近代における竹島Ⅱ独島の「実効的経  
営」の実態は、日朝両国とも、それを継続的なものと主張  
するほどのものではなかった。その利用の程度は時期によ  
ってむらがあり、一七世紀を中心とする時期には確かに日  
本側の方が高かったとみられるが、それは「竹島経営」と  
関連する一時的な性格のことであつた。この絶海中の  
無人島は、基本的には、アシカの天国たるにとゞまり続け  
ていたのである。しかし、その存在自体は、少くとも一七  
世紀からは、日朝双方に明確に認知されていた。では、当  
時の人々はこの無人島が両国のいずれに帰属すると意識し  
ていたのか？

まず、朝鮮側には、安龍福の件についての『肅宗実録』

の記述のように明白に朝鮮に属するとしたものがあり、「い  
うまでもなく鬱陵島と一体」とみるのが通念であつた。少  
くとも積極的に朝鮮に属することを否定する文献は全くな  
い。一方、日本側には、日本に属するとみなす文献と、朝  
鮮に属する、ないし少くとも日本固有の領土とは異なる  
とする文献とが並存するが、前者はむしろ断片的であ  
り、後者にかなり近いところに通念があつたとみられる。

例えば、北園通菴編『竹島図説』（一八世紀なかばのも  
の）における「隠岐国松島」という表現は確かに前者とい  
えよう。しかし、日本側で前者の例証としてある文献の中  
には、すなおにはそう読めないものがある。前掲『隠州視  
聴合記』の表現は、韓国側の指摘のように、隠州を日本の  
境域の限界とのべたものと解すべきであろう。また、矢田  
高当『長生竹島記』（一八〇一年）の、「松島（いまの竹  
島Ⅱ独島）」沖を「本朝西海のはて」とのべた記述は、「松  
島」を日本領とみていた証拠にはならず、逆に日本領でな  
いとみていた証拠である。領海観念のない当時としては、  
もし「松島」が日本領なら、「本朝西海のはて」は「松島」  
のてまえではなくて、鬱陵島のてまえでなければならぬ。  
また一七世紀中、大谷・村川両家がしばしば、「松島」や  
さらに「竹島」（鬱陵島）」をまで、幕府から「拝領」し

たと表現している事実があるが、幕府側は、両家に両島へ  
の「渡海免許」を与えたとすぎず、両島を両家に所領とし  
て与えた事実はなく、両家のあつかましい拡大解釈にすぎ  
ない。ないしは、正確には「渡海免許状の拝領」というべ  
きことの省略語とみるべきであろう。逆に、「渡海」とい  
う文言自体、国外への渡航を意味する（内国の離島への渡  
航には別に「渡海免許状」はいらない）から、「松島」へ  
の「渡海」を免許したこと自体、幕府が日本領ではないと  
みなしていたことを意味する。なお、特定の限定された国  
外渡航の免許は、ほかに例があるとあり、決して全般的  
鎖国体制と矛盾することではない。「拝領」という字句の  
表面的な印象を利用して「固有領土」キャンペインをして  
きたジャーナリズムは、日本国民の認識を誤まらせている。  
大谷・村川両家は、「松島」以前に、「竹島（鬱陵島）」  
を「拝領」したと称しているのである。

このような混乱した日本側の認識状況、竹島Ⅱ独島を日  
本領とみない通念は、明治初年まで続いた。明治初年の海  
外渡航ブームの中で、再び、物産豊富な鬱陵島への渡航・  
開拓許可を政府に願ひ出る者が、一八七六―七八年の間に  
続出した。明治政府はこれらを一切却下したのだが、前述  
したこの時期の島名の混乱の中で、ある者は鬱陵島を「竹

島」と呼び、ある者は「松島」と呼び、また鬱陵島と別の島のように見せかけた申請もあつたりしたので、関連して「松島(いまの竹島)独島」のことも論議せざるをえなくなつた。この時の外務省内の論議では、ある者は「松島ハ我邦人ノ命セル名ニシテ其実ハ朝鮮蔚陵島ニ属スル于山ナリ」といい(公信局長田辺太一の文書)、ある者は「ホルネットロックスノ我國ニ属スルハ各国ノ地図皆然リ」(記録局長渡辺洪基。たゞしそんなことはない)といい、大勢は「版図ノ論今其実ヲ視ズ」(前記田辺文書)つまりはっきり分らないから、まず調査しなければならぬという結論であつた。「実効的經營」が江戸時代以来一貫してきたのなら、中央集権的な明治政府の外務省の見解がこんなにあやふやであるはずがない。明治初年には、「いうまでもなく竹島独島は日本の固有領土」というような観念はまだなかつたのである。

ところで、明治政府のこうした公式態度にもかゝらず、改良された造船技術によって朝鮮人より一足先に船足をのばした日本人は、明治十年代頃から再び非合法に鬱陵島にわたりはじめた。一八八一年鬱陵島捜討官李奎遠の報告によつてこのことを知つた朝鮮政府は、直ちに日本政府に嚴重抗議するとともに、従来の空島政策を一転させ、朝鮮本

土から住民を移住させて(八三年)積極的な經營政策に乗り出した。日本政府はこの抗議に対して陳謝するとともに、一八八三年には鬱陵島に留日本人二五四名を全員引き揚げさせる措置をとつた(注1)。以後、明治二一三〇年代にかけて公式には鬱陵島には日本人は一人もいないことになつていたが、実際にはこっそり渡航する者は絶無ではなかつたようである。しかし、それは一〇年代に比べれば小規模なものであつた。明治一〇一二〇年代を通じて、渡航の主目的はやはり伐木が第一で、アシカとりはなかつた。この間、いまの竹島独島については、鬱陵島への往復の途中で立ち寄つた例は一、二あるが、それ自体を目的とする渡航は依然絶無であつたことが確認される。

一方、一八八一年以来朝鮮側で急速に鬱陵島開發を進めたことは、明白だが、いまの竹島独島については、まだあまり定かでない。もちろん、鬱陵島から竹島独島は肉眼でも見えるくらいの島なのだから、自然と定住者が出漁するようになったし、それにともなつて石島・独島という新たな名称も生じたにちがいないという一般的推定は可能だが、それだけでなく具体的例証が必要であらう。一八八三年朝鮮政府が東南諸島開拓使兼捕鯨事という官職を設け

て金玉均をこれに任命したことは著名な事実であり、その任務には竹島独島のアシカ猟もふくまれていた可能性があるが、これは実行されずに終つたから、意図の例証たるにとゞまる。むしろ実際の出漁があつたとすれば、船足の拡がりにつれて、政府ベースではなく、現地漁民ベースで進んだにちがいない。韓国側の例証が不足している中で、川上前掲書は、一九〇五年頃まで朝鮮漁民が竹島独島に出漁したことは全くなく、日本漁民に雇われ教えられてはじめて出漁したものと断定し、あまつさえ「毎年夏季ニ至レバ『トド』獺ノ為メ鬱陵島ヨリ渡来スル者数十名」とする日本水路部『朝鮮沿岸水路誌』(一九〇七年)の記述も、日本人と日本人に雇傭された朝鮮人のことだと無理な推定をくだしている。その論拠はもっぱら日本側の漁民等の回想記録であるが、一般に植民者の独断と偏見にみちた回想をそのまま信じるとんでもない事実誤認にいたることは、歴史家がしばしば経験してきたことである。これらの「証言」に対しては、同じく多少主観的かもしれないが、一八

八三年頃鬱陵島に移住した一八六二年生れの古老洪在現氏の「開拓当時鬱陵島人はすぐ独島を発見し、ワカメやアワビまたアシカをとりしにしばしば独島に出漁し、自身も十数回往来した」という証言(注2)を対置することができよ

う。また、「鬱陵島民は漁業に知識も関心もなかつたので自分たちが教えてやつた」という植民者の証言については、鬱陵島に八三年頃移住した朝鮮本土民は農業中心の生活者であつたこと、一般に外洋漁業は前近代においても、專業化しやすく、島民とは別に慶尚道・濟州島方面等から季節的に出漁してきていた可能性のあることを勘案する必要があらう。

要するに、詳細不明でさほど系統的であつたかは疑問としても、一八八一年以降、朝鮮人民の竹島独島への認識と出漁が、ある程度進んでいた可能性を全く否定することはできない。そしてそうした実態を反映するものとして、一九〇〇年一月二五日付韓国政府勅令四一号第二条の「(鬱陵)郡庁を台霞洞におき、その区域は鬱陵全島と竹島・石島を管轄とす」という文言(注3)があると考える。この法文中の「竹島」は鬱陵島の小属島である竹嶼のことだろうが、「石島」はもう一つの小属島である観音島をさすとは地形からしても沿革からしても考え難く、いまの竹島独島をさすと解するのが最も自然であろう。この史料は、従来あまり注目されてこなかつたが、「一九〇五年以前に朝鮮政府が何ら竹島独島に施政を行ったことがないから、島根県編入当時無主の状態であつた」とする日

本側の見解に対する反証として重要である。

注(1) 李奎遠の報告の全文は大韓公論社刊『独島』に収録されているが、当時の鬱陵島の状況を生々と伝えた面白い史料である。日朝両国民の現場での関係はまださほど険悪なものではなかった。川上前掲書によっても八三年の日本人ひきとりの際の両国官吏の間は、まだ「和気あいあい」たる交隣関係の姿であった。

- (2) 大韓公論社刊『独島』三〇頁。
- (3) 李漢基『韓国の領土』二五〇頁参照。

#### □帝国主義的な一九〇五年の日本編入

以上のような歴史経緯の末に、日本政府は、一九〇五年一月二八日にいたって、竹島Ⅱ独島を「竹島」と名づけ、本邦所屬」とすることを閣議決定し、その指示に従って島根県知事が同年二月二日付島根県告示四〇号をもって「自今本県所屬隠岐島司の所管」と公示する形で、はじめて日本領土に編入した。逆にいえばそれまでは日本領土ではなかったのである。現在の国際法慣行に於て考えるとき、この一九〇五年という時点での日本編入が帝国主義的侵略行為であったか否かは、最大の争点の一つであるが、韓国・朝鮮側が明白な朝鮮固有領土の侵略と規定しているの

に對し、日本外務省は「竹島編入を侵略行為とするが如き主権国家への重大な非難を……韓国が全然事実反する独断をもって行なうことは断然容認できない」と応答しているのだそうである。(注1)。しかし、すでに山辺健太郎氏が詳論しているように、日本人の立場からしても、「帝国主義の領土拡張欲の歴史の問題」としてとらえなければならぬことは明白である。

日本側は、この編入行為に對して戦後にいたるまで何らの国際的抗議もうけなかったとしばしば言われているのだが、抗議すべきこの一九〇五年の時点の朝鮮は、果して抗議できる状況にあったのか？ 周知のとおり、日本はすでに朝鮮全体の侵略を目的とする日露戦争を開始しており、朝鮮全土を軍事占領下におき、軍事力を背景に一九〇四年二月の「日韓議定書」を強要して実質上の保護国体制下におき、さらに同年八月の「第一次日韓協約」によって朝鮮政府内に顧問官を送りこんで内政を牛耳らせていた。現に外交顧問として、日本の推薦したアメリカ人スチーブンスが入って日本の意図に従って動いていた。他の顧問は全て日本人なのに、外交顧問だけわざとアメリカ人にしたのは、国際世論に對するカムフラージュのためであった。「日本は韓国の外交権に干渉した事実はない」などという主張をみて

怒らない韓国・朝鮮人民がいたら、どうかしていよう。実際、朝鮮人官吏の中には後述のように抗議の意図はあったのだが、こうした体制に妨げられて実行できなかったのである。

日本編入に當って島根県告示という形式をとり、政府レベルの公示ないし通告をして異議の有無を確認することもしなかった編入手続も問題である。このような形では、たとえ朝鮮自体が前記のような状況になかったとしても、松江に領事館があるわけでもない以上、朝鮮政府が即座に情報キャッチして抗議することは無理だったろう。いわばこっそり編入しておいて、気づかなかつたのは相手が悪いとするのが、日本側の論理なのである。現在の国際法慣行は、帝国主義的「実効的占有」論のなごりをとぐぬ、公示の形式はどんな形でもいいとしているが、それは常識的にみて紛争のおそれがないばいに限るだろう。また、人の住む島であれば、当然すぐ住民が何らかの形で気づくであろうが、本来的無人島ではそういうこともありえない。実際、朝鮮側がこの島根県編入の事実を知ったのは、約一年後の一九〇六年三月に島根県第三部長神西由太郎以下四名の一行が、竹島Ⅱ独島をへて鬱陵島にいたり、郡守沈興沢にそのことを告げたからである。沈氏は儒者らしく突然

の無礼な使客にも丁寧に対応したが、驚いてたゞちに中央政府に「本郡所屬独島について日本官人が、いま日本領地となつたといつてきた。照亮されんことを務望す」と注意を促がす報告書を送った。「本郡所屬独島」の文言は、前項の一九〇〇年の勅令に符合し、郡守が竹島Ⅱ独島を明確に管轄内と意識していたことを示している。また、もし朝鮮政府内にこれ以前に日本編入の情報が入っていたならば、沈氏は職務上まっさきにその旨を伝えなければならぬ。つまりこの時点まで、朝鮮政府は島根県編入の事実を知るすべも持てずにいたと推定されるのである。そしてこの時は一年前より一段と侵略が進んでおり、すでに乙巳保護条約が強要され、外交権は完全に剝奪され、日本の設けた「韓国統監府」が機能しはじめており、実質上の植民地統治期に入った後であった。果して、沈氏の職務上当然の警告も、中央政府に役立てられるべくもなかったのである。朝鮮側は単にぼんやりしていたのではないのである。一九〇六年から四五年までの間、朝鮮人民が抗議の権利すらも奪われていたことについては、今日誰しも異論はないだろう。日本側は、この領土編入が、帝国主義的詐術でなく正当な行為であると主張するためには、何故編入実施後一年間も、関係が深い

ことが分りきっている朝鮮に通告することすらも怠っていたのかを説明できなければならぬ。

ところで、この一九〇五年の日本編入の直接のきっかけとなったのは隠岐の人中井養三郎が一九〇四年九月に日本政府に提出した「リャンコ島領土編入並に貸下願」であった。中井は一九〇三年（本格的には〇四年）から竹島Ⅱ独島でアシカ猟を行ないはじめていた。その数年前から日本人が散発的に竹島Ⅱ独島でアシカをとりはじめていた記録があらわれるが、それはまだ遭難のついでに猟を試みるというような偶然的なものであった。中井の願書自体がそのことを物語っている。中井はいわば竹島Ⅱ独島だけを目的に大規模・計画的に出漁したはじめての日本人だったのである。願書の標題で分るようにその中井にして、竹島Ⅱ独島を日本の固有領土であると思っていなかったばかりでなく、当初はむしろ朝鮮の領土であると認識して朝鮮政府に貸下願を出すつもりでいた（注2）。それが日本政府への領土編入願に変わったのは海軍水路部長肝付兼行の示唆による。つまり、中井という一個人の行動を利用し、背後で操作したのは実は軍であった。帝国主義者が「竹島Ⅱ独島は朝鮮領である」とする日本国民の通念を意識的に抹殺しようとしたのである。しかし、一九〇五年以後、日帝時代

いたって、こうした通念は消滅せず、韓国側で例証しているように竹島をあいかわず朝鮮に属せしめた日本の本が相当多いのである。もっとも、植民地下の竹島Ⅱ独島はいずれにせよ帝国主義権力に庇護された日本人の独壇場といっても軍以外で実際に利用したのはアシカ猟のためだけで、それも昭和に入る頃にはすでに乱獲で衰えていたが）であったから、実質的な意味のちがいはなかったし、それ故日本政府もそういう記述を放任したのである。つまり「竹島は日本の固有領土」という通念が日本国民の間に定着したのは実は一九四五年以後のことなのである。

以上のことと関連して、現在の日本の山辺氏を除く国際法学者の間で、この一九〇五年の日本編入をどう解釈するかをめぐって、期せずして見解が分れている。つまり、大昔から日本領であったものを手続的に確認したまでとする説と、どここの領土でもない無主地を正当に占取したのだとする説である。後者に属するのは植田捷雄氏の説など比較的少数で、太寿堂鼎氏をはじめ多数は前者をとっている。前者が無理であることはすでに詳論したとおりである。後者は編入当時の日本政府がよそおおうとした観点にはむしろ近いが、これも前項と本項でみた事実からみてどうであろうか？ 韓国・朝鮮の学者はいうまでもなく、両説とも



中井家のアシカ漁

川上著『竹島の歴史地理学的研究』より

否定し、朝鮮の固有領土であったものを日本が帝国主義的に奪取したものと考えているのであるが、公平にみて三者のうちどれが一番妥当であろうか？

- 注(1) 李漢基前掲書二九三頁所引の一九六二年七月一日付日本外務省覚書。こういう史料を韓国の文献から孫引きせねばならないとは、誠に情ない。
- (2) 最近島根県立図書館郷土史料室で崔書勉氏が発見したという史料は、この点を中井自身の文から再確認する意味をもつものであるらしい（『朝鮮日報』一九七八年一月七日付参照）。

#### □戦後の竹島Ⅱ独島

戦後のこの問題には、連合軍の名で日・韓両国を占領したアメリカがコミットしている。しかし、アメリカはなほだ首尾一貫しない場当りの対応をした末、サンフランシスコ条約以後、両国間の折衝にまかせてこの問題から逃げたままになっている。アメリカのこの態度は、たとえ両国の対立をおおることで支配を維持しようとする意図的なものだったとまでいえないとしても、少くともそういう結果を残した。今日にいたるまで、日韓双方にアメリカの見解が竹島Ⅱ独島の帰属を左右する力をもつとする幻想ないし事大

主義の発想があつて、アメリカの場合当りな態度を自国に有利に解して水掛論をぶつけあうということが続いているが、もともとアメリカの見解は決して決定的な意味はもたない。

まずGHQは、一九四六年一月二十九日「若干の外廓地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」(SCAPIN六七七号)で、竹島Ⅱ独島を明示的に日本の行政権の範囲から除き、続いて同年六月二十二日マッカーサー・ライン設定に関するSCAPIN一〇三三号でも、竹島Ⅱ独島への日本船舶の接近を禁止した。韓国側はこれらをカイロ宣言・ポツダム宣言の抽象的規定を具体化したものであるから日本を法的に拘束すると主張し、日本側は領土問題の最終的決定とはいえないと反論してきた。

ところが、一九五一年九月に調印され五二年四月二八日に発効したサンフランシスコ条約の第二条a項の文言は、「日本国は……濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利……を放棄する」というものであった。

三つの島名を主要なもの例示ととり、竹島Ⅱ独島を当然に鬱陵島と一体と前提すれば、この文は竹島Ⅱ独島を朝鮮に帰属せしめたものと解される。一方、三島を朝鮮の領域の外廓線を示すものと解すれば、竹島Ⅱ独島を明示的に解さないことは、朝鮮の領土から除外したものと解され

る。ただし、後者のばあい現に文句なしに韓国の統治下

にある三島より外側の島(例えば濟州島沖の馬羅島)があることの説明に苦しむ。要するに、この文言はどうとも解釈できるあいまいなもので、前記SCAPIN六七七、一〇三三とは異質なのだが、ここで注意しておくべきことは、サ条約の成立過程は全く一方的なSCAPINとちがって日本政府が限定的ながら、例えば竹島Ⅱ独島は強欲によって奪取したのではないと主張するような発言・交渉の機会を持ちえたのに対し、一方の当事者である韓国・朝鮮は直接発言する機会を一切持たなかったということである。かくして、五二―四年の第一次紛争激化期が造出されることとなった。

この間、韓国漁民は、四〇年にわたって奪われ続けていた「実効的経営」の条件をようやく回復したので、ごく自然に、竹島Ⅱ独島に出漁するようになっていた。ところが、一九四八年六月三〇日、竹島Ⅱ独島に出漁中の韓国漁夫三〇名が米軍の爆撃演習にあい死者一六名重軽傷六名の犠牲を出すという事件が突発した。発足後の韓国政府の抗議に対し米第五空軍は、演習場として指定していなかったことを認め陳謝した。韓国側はこれを米軍が韓国の領有権を認めたとみなしている。こうした事実をふまえて一九四

八年八月の成立後、韓国政府はさっそく「慶尚北道鬱陵郡南面道洞一番地」として行政を及ぼす措置をとった。また、それに先立って四七年から学術調査団を派遣するなどのことがいち早く実行されていた。つまり、国際法的にみて、

韓国側は、日帝下のながい空白期間があるとはいえず、可能な条件がある時には、常に竹島Ⅱ独島をいいかげんに放任したことはないといえるのである。もちろん、その一連の強い主権行為は、「日本の強欲によって奪取された」島を正当にとり戻すのだという歴史的経過についての相当の根拠をもつ確信に支えられており、いまの日本国民が信じているように「火事場泥棒的に人のものをかすめとる卑しい根性のあらわれ」とみなすことは不当である。問題はやはり、朝鮮人民が自力による生産力発展の道を奪われていた植民地時代の歴史をどうみるかという点に帰着するのである。なお、これ以降の韓国側の行動は、いかに歴史的事実が有利でも、実効的措置をとらずにほっておけば領土をとられてしまっても文句はいえないというような、現行の国際法慣行の枠組に規定されていることにも注目する必要がある。かくして、一九五二年一月一八日、韓国政府は、日本の主権回復をみこしてこれに対応すべく、「海洋主権宣言」を発し、竹島Ⅱ独島周辺をふくむいわゆる「李ライン」

を設定した。これは一般的に、帝国主義の歴史に由来する漁業手段格差が当時厳存したことからみて、韓国沿岸漁民の保護のため、ある程度やむをえないことであった。

しかし、これを契機に日本政府は特に竹島Ⅱ独島に焦点をあてて猛烈なキャンペーンを開始するとともに、韓国政府との間に強硬な文書のやりとりを開始した。この一九五二―五四年の間の猛烈な排外キャンペーンの中で、はじめこのキャンペーンは明らかに、この時期の日本の再軍備推進の手段としても利用された。そのさい、竹島Ⅱ独島についての韓国・朝鮮側の主張は一切伝えられず、日本国民は日本側に一〇〇%の理があるように信じこまされた。また感情的に大量流布された「日本が開発した」という漁民の体験談なども、すべて一九〇四年以降の侵略・植民地支配と関連する時期のものであることが意識的に見落された。この点は今日まで反省されずに尾をひいている問題点である。

この間、一九五二年七月二六日、日米安保条約の実施のための日米合同委員会が、日米行政協定二条に基づき、竹島Ⅱ独島を米軍の演習区域に指定するということがあった。これを日本側は「アメリカが日本領と認めたことだ」と宣伝



したが、韓国政府の抗議に応じて五三年二月二十七日米空軍は竹島Ⅱ独島を演習区域から除外したと公表し日本側の主張は意味をなさなくなった。アメリカにたよれなくなる日本側は、韓国が「実効的占有」を続けている状況のもとで、ついに「実力行使」に出た。海上保安庁の巡視船がしきりに竹島Ⅱ独島に接近し韓国漁民を「訊問」したりして、銃撃戦すら演じられた。特に五四年の五月には、巡視船の保護のもとに隠岐の漁民が集団上陸して採取活動を行った。自国の領有を示す標柱をお互いに立てては引きぬき合ったのもこの頃である。こうした事実を受けて韓国国會は「独島を日本人の侵攻から保全する決議」を行ない、韓国政府は五四年八月に灯台を建設するとともに警備隊を常駐させる体制を固めて今日にいたっている。日本側の攻撃的行動が韓国側のこうした断乎たる対応を呼びおこしたきっかけであることに我々は注意しておく必要がある。なおこの警備隊の性格は、軍ではなく警察の所屬であり、また五四年八月以前のもは、官憲ではなく民間人の自発的な「独島守備隊」であったといわれる。

かくして膠着状態にのりあげると、日本側は戦術を変えて、「権威ある」国際司法裁判所への提訴を提案した（五四年九月）が、韓国側はこれを拒否し、問題は凍結状態に

た。だが、李東元外相はその直後の韓国国會で、竹島Ⅱ独島問題は紛争問題ではなく、交換公文の適用対象ではないと言明し、解釈のくいちがいを暴露した。このことを日本国會で追求された椎名外相は、決してストリートに「合意した」との答弁はせず、主観的解釈ないし期待をのべて言い逃れた。最近、李東元外相が「条約調印当日佐藤首相が、竹島の領有権を日本に渡さなければ条約に調印しないと圧力をかけてきたが拒否した」と語ったと伝えられる（『朝日新聞』一九七七年二月一日）ところからみても、調印当日までこの問題が未解決であり、密室中での何らかの応酬があったことは確かである。それは一切記録に残される性質のものではなかったが、想像にはかたくない。おそらく椎名外相は前記のような自説を主張し、李外相はあれこれ言葉を与えないように適当に応答したということであろう。もし日本側の説明どおりなら、李外相はうそつきで卑怯な男で、韓国は合意をひるがえしたということになるが、逆に、もしうそつきり合意ができたのならなぜ何の文書も残さなかったのか？ 文書がなければ拘束力がないことを百も承知の上で、その結果を充分予測しつつも、日本側はこれでよしとしたと解されよう。そうでないというなら、条約に調印すべきでなかったということになる。つまり、こ

入った。排外キャンペーンも一時下火になった。

#### □日韓条約と竹島Ⅱ独島

論議が再燃したのは一九六五年の日韓条約調印前後であった。しかし、ながい日韓交渉において、初期段階（一九五一年―五三年）の抽象的応酬は別として、五七年の再開以後六五年の調印までの間、竹島Ⅱ独島の問題が議事録に残るような形で公式の議題にとりあげられたことは一度もなかった。六五年に調印された諸文書のいづれにも、竹島Ⅱ独島に直接言及したものは全くなかった。日本側は当初基本条約に明記することを考え、それがだめならかねての日本案どおり、国際司法裁判所への提訴に合意する文書を交換しようと考えていたが、韓国側はいずれも、検討するまでもなく韓国の固有領土であるから議題にすべきでないとして拒否した。日本側の新聞は、六五年の六月二二日（まさに調印の当日）になって、椎名・李東元両外相の密室会談で竹島問題の処理方式も合意をみたと伝えた。合意の内容は、諸文書のうちの「紛争の平和的処理に関する交換公文」、すなわち「両国は別段の合意なきかぎり、紛争は、両国が合意する手続に従い、調停によって解決を図る」の適用対象に、竹島Ⅱ独島問題をふくめることだと伝えられ

との可否はともかく、日本政府側はここで竹島Ⅱ独島問題については現状維持を事実上承認するという大きな「譲歩」を行なったことになる。実際、日韓条約をみて、「憚らざるにえば、実際問題として竹島をわが国の手にとりもどす見込みはほとんどなくなった」と断定した国際法学者もいるくらいなのである（注1）。日本政府は、一方でこのような結果の予測される決断をしておきながら、一方では韓国側に責任を転嫁して偏見と排外主義をまかり立て、その後の「竹島問題」を造り出し続けていることになる。

なお、同時に調印された漁業協定等では、文書上は竹島Ⅱ独島周辺については何らふれられず、専管水域・共同規制水域の明示的規定中にもふくまれなかった。しかし、韓国側は、条約によって竹島Ⅱ独島が韓国領土であることが確認されたとみなして、その後、国内法によって独島周辺三海里の領海と一―二海里の専管水域を設定した。一方、日本側は、実効性はともかく、一九五三年以来、隠岐島漁業協同組合連合会に竹島Ⅱ独島周辺五〇〇メートルの漁業権を賦与し、三海里の領海も設定していた。だから形式上は二重に漁業権が設定されるという奇妙な形になっていた。だが、現地漁民の間では、ヤ、こしい国家意志・領土問題とはかかわりなく、日本漁船は三海里内の領海には立ち入

らないが、一二海里以内の専管水域では自由に操業しうるという暗黙の了解ができたかの如くである。以後、漁業問題だけについていえばほとんどトラブルらしきものもなく両国の漁船が入会出漁する形で平穩に推移し、議論も再び下火になった。そして、一九七七年にいたり突然、漁民たちは三度目の緊張激化期に入りこまれたのである。

注(1) 皆川洸「竹島紛争とその解決手続」(『法律時報』一九六五年九月号)。

#### □国際法とは何か?

ところで、日本では一般に「権威ある国際機関の調停」にも応じようとしない韓国の態度は、不可解・横暴としか受けとられていない。「本当に自信があるのなら堂々と裁判を受けたい良いではないか」と。だが、果してどうなのか? これに対する韓国側のたてまえば、本来「紛争」ですらなく、韓国固有領土なのだからそうする必要はないということである。だがそれだけではない。自信がないというのではなく、現存の国際司法機関への根底的な不信が横たわっていると見るべきである。

端的に言って、現在の世界に大國のご都合に左右されない「確立された権威」ある国際法慣行などというものは無い。

争があっても、これを提訴するかいなかは主権國家の自由であり、また紛争の双方國が提訴に合意してはじめて裁判がはじめられることになっている。従来も、一方の國が提訴しようとしても他方が応じなかった例はいくらでもある。また、たとえば判決がくだされ、それが実行されないばかりでも、ICJには何ら強制力はないから、それなりの非難や報復を覚悟すれば、判決に従わなくても自由ということになる。なお、従来もいままも国際司法裁判所の裁判官はそのほとんどが白人であり、それも「先進國」に属する人であった。もちろん裁判官は直接國籍に拘束されるものではないが、経験的にみてその価値観の体系から完全に自由ではなかった。かくして、従来、PCIJ、ICJが扱ってきたのは、帝國主義國相互間のそれも比較的些細な事件に限られ、アジアでの事件が扱われた例はほんのわずかである。逆に、インドが提訴などせずにはゴアを直接接収した行為は、既存の國際法に従うならこれを肯定しうる論拠はどこにもないが、反植民地主義の直接行動として新興國からは広く支持された。

ところで、もし竹島Ⅱ独島問題をICJに提訴したならば、一九〇五年の日本編入の評価が大きな争点となろうが、歴史的経過よりも実効的占有ということを重視する現在の

帝國主義世界分割の時代に形成された古い國際法体系と新興國の國際法變革の構想とが鋭く対立しているのが現実である。日本が國際調停を強調することは、それだけ既存の帝國主義的國際法を絶対化して楯にとろうとすることを意味し、いきおい意外にも韓国側は變革の論理に基礎をおくことになっているという配置を、我々は認識しておく必要がある。

そもそも國際法の領域には国内法における憲法等のような成文法体系があるわけではない。あるのは、グロチウス以来主に帝國主義國の學者が構築してきた論理の体系と國際司法機關が残した判例だけで、それも比較的安直にほごにされてきた。現在UNCTAD等で作られつつある新國際秩序に関する文書等も、國際司法機關を直接に拘束するものではない。國際司法機關の最初のものは、第一次大戰後に設けられた常設國際司法裁判所(PCIJ)であるが、それは帝國主義國同志の領土のぶんどりあいを一々戰爭で解決するのは大変だからある程度のルールを作ろうというように感じて生れたものである。第二次大戰後はその任務が現存の國際司法裁判所(ICJ、在ハーグ)にひきつがれたといえよう。こういうものだから当然、PCIJもICJも主権國家に対してたいした権威は持っていない。紛

ICJが、かりに歴史的事実はすべて韓国の主張どおりと認めたとしても、これを帝國主義的侵略と認めるか実効的占有の手續として形式的に手落ちないと判定するかは、客観的にみて微妙である。帝國主義的侵略という概念には今のICJはあまりなじんでいない。竹島Ⅱ独島事件とよく似ているといわれるものに、一九五三年に判決された英・仏間の「マンギエ並びにエクレホ群島事件」というのがある。マンギエ並びにエクレホ群島というのはフランスのノルマンディ半島のすぐ沖合にある無人の岩礁群で古くはノルマン族の支配下にあったが、一三世紀の英仏間の条約でもとのノルマンディ公の所領はすべてフランスに権利が移ることが規定された時、この島の名は明示されなかった。

フランス側は当然フランス領と考えつつ、何の行政措置もとらずにいる間に、一九世紀にいたり、その漁業的価値を認めたいギリス人が利用しはじめ、イギリスが種々の行政措置を講じてきた。ICJは、フランスの歴史的正統性の主張よりも、イギリスの詳細な一九世紀以来の実効的占有の例証を重視し、フランスがこれらに何ら抗議をしなかったことを領有権の放棄とみなしてイギリスを勝訴させたのであった。もちろん、竹島Ⅱ独島問題は、問題となる期間のながさや帝國主義侵略途上の事件であるという点で、この

事件とは大きく異っているが、もし裁判官にこの差異を見分ける感覚がなければ、マンギエ・エクレホのこの判例に従って、朝鮮人が領有権の維持をおこたったことにされてしまいかねないのである。ICJが扱った唯一のアジアの事件であるタイと旧カンボジアの間のブレ・ヴィヘル寺院事件は、いわば乱暴なアジア人蔑視の判例といえる。一九〇四年にタイ王国が当時の仏領インドシナと国境画定条約を結んだ時、条約文上は分水嶺のタイ側にあるこの寺院はタイ領となったが、タイ王の委任で付図を作成したフランス軍人が、故意か偶然か、カンボジア領に入れておいたことから、後に紛争が起った。ICJはタイ王がこの付図の訂正を申し出なかったうえ、後に自からリプリントして配ったりしていることを、タイ側が付図を黙認したものととらえ、カンボジア勝訴の判決をくだした。タイ側にすれば、条約文に正しく記載されているのだから問題ではないし、些細な誤りを別にすれば便利な地図だからというつもりで配付したのかもしれないが、いわば、自から地図の誤りを訂正する能力もなくぼんやりしている国は罰を受けても当然というのが、ICJの見解だったのである。条約正文より付図の方を重視した点は、従来の判例のつまかさねを一挙にひっくりかえしたものであった。

アジア的感覚からみればこういうことはどこかおかしい。この点、一個人の見解であるが、李漢基氏がICJの帝国主義的性格を批判しつつ、「アジア地域国際司法裁判所(CJA)」というような機関が生れるなら、韓国も安心して独島問題をここに付託することができようと論じているのは、注目される。韓国・朝鮮側はやくもに横車を押すことを望んでいるわけではない。韓国政府については、第三世界の側に立ちきれず、一方では欧米的感覚に受け入れられやすい「実効的占有」の形を作ることに専念しているものといえよう。

注 この項の内容についてより詳しくはぜひ李漢基『韓国の領土』(一九六九)を参照されたい。

#### □最近の事態

周知のように、最近の竹島Ⅱ独島問題の第三次緊張のきっかけは、一九七七年二月五日、九日になされた「竹島は一点の疑いもなき日本固有領土」という福田首相の発言であった。福田首相がどれだけ事実を研究した上でそういつているのか知りたく思う。それはさておき、このたびの緊張の背景には、漁業問題と海底資源開発技術の発展にとともなう世界的な領海二〇〇海里化傾向があった。こうした風

潮をもたらした大きな要素の一つが日本漁業の世界規模での乱獲であってみれば大きなことはいえないが、社会主義国までふくめてが、争って二〇〇海里のなわばりを囲いこみあって「私有制」の思想を強化していることは、決して前向きな姿とは思えない。

一般論はともかく、竹島Ⅱ独島近海についていえば、一〇〇メートルをこえる深海だから、海底資源開発の問題はあまり関係なく、漁業問題だけが実質的な問題である。

もし、日韓両国が相互に二〇〇海里の領海を設定することになれば、どちらが竹島Ⅱ独島を基点とするかがかなり広い海域に影響を及ぼすだろう。七七年初頭には実際そんな可能性も予測されたのだが、結果としてそうはならなかった。まず、日本が七七年七月一日から領海一二海里法と漁業水域二〇〇海里法を施行したが、相互主義により中国・韓国に面する海域には後者は適用しなかった。たゞし竹島Ⅱ独島周辺には「固有領土論」により一二海里の領海を設定した。続いて朝鮮民主主義人民共和国が同年八月一日、二〇〇海里の経済水域と東海では五〇海里の軍事境界線を設定したが、いずれも当面竹島Ⅱ独島近海にかゝるものではなかった。韓国については様々な臆測がなされたが、結局大勢に追随はせず、七八年四月三〇日、竹島Ⅱ独島の周

辺を含めて領海一二海里のみを設定した。従来、日本漁船は三海里の所あたりまで接近して操業していたのだが、この決定の直後、韓国の巡視艇に一二海里外まで退去することを要求され、一時やゝ緊張したが、結局、現場的な非公式の暗黙の了解ができ、適当に一二海里内でも操業できる従来とさして変らない形に落着いたと伝えられる(注1)。元来この水域は操業可能範囲が広く、資源(主にイカ)の賦存量も比較的豊富なためか、日韓双方の漁船がほとんどトラブルなしに入り乱れて操業しえてきたのだが、その形がほゞ維持されたのである。

ところが、このように実質的な漁業問題が落ち着いている中で、観念的な領土問題が独走しはじめ、いたずらに韓国・朝鮮側を刺激している。このたびの領土論の特徴は前回にくらべてアブリアリな「日本固有領土論」がいつそ観念的に純化されていることであろう。日本政府高官は「本腰で交渉」といふときまき、外務省は本年度の「経済協力」を一時さしとめていると伝えられたが、前回に出した論理以外に新しい発想、説得的な提案が準備されているとはみうけられない。これに呼応して、ジャーナリズムも、またしても排外感情をまる出しにして発散させている(注2)。こんな調子では、今回も何の「解決」も

ありえないだろう。我々はむしろ五二年の時と同じように、この問題をテコとする右傾化へのナショナル・コンセンサスづくりを警戒しなければならぬのである。

注(1) 『読売新聞』七八年五月二六日付。

(2) 悪しき記事の典型として、『朝日新聞』七七年三月一〇日付記事がある。ここで八幡才太郎氏が語っている事実内容には何ら新しいものはなく、とっくに批判的検討済みなことばかりである。それは川上健三前掲書とつきあわせてみてもすぐ分ることだ。

### □おわりに

「わしらの先祖が開発した島じゃけん。韓国に居すわられてること自体、ばかげとるばい。竹島は、隠岐の漁民にとってかけがえのない財産だ」(前記朝日新聞記事より)。

こんな独善的な利己的感情のぶちまけでは、これからの時代に相互不信の増幅という袋小路に入るしかない。一見生活感情に根ざしているようで実は観念的な領土意識ほどおろかしいものはない。

日本人にとって、竹島は独島問題は、まず第一に膨脹主義・植民地主義の思想の後始末の問題である。戦後三十年たつが、後始末なしにそれを自己運動させてきた以上、

が排外的国家意識の呪縛からの脱出の早道でもある。

なお、この論文はあくまで竹島は独島問題についての個別研究であり、決して領土問題についての一般論ではない。また、ここでの議論を他の個別の領土問題に移しかえることはできない。そもそもあくまで個別的な形でしか領土問題は存在しないと思う。事実考証の面倒を避けず、現実の中で是非を正し、一つ一つ問題をつぶしていく以外にない。その作業が完成してはじめて国境は意味をもたなくなるのである。現実と離れた抽象観念の世界で、領土意識や国家意識の克服をうそぶいてみても、どうということはないのである。私は、日本政府の判断とは反対で、竹島は独島の問題では韓国側に相当の理があるが、日韓大陸棚法は全く理がないと思う。また、竹島は独島問題では、日本政府の主張は相当無理だが、尖閣列島の問題では双方にほぼ五分五分の理があり、いわゆる「北方領土」問題では、まだしも日本側に理があると思っている。

※この論文は私の文責に属するので、責任の所在を明示するため住所を記しておく。

稲城市大丸五三六一A-115 梶村秀樹

依然としてそうである。韓国民衆にとっては、それが自らの状況の根本問題から目をそらさせる手段として利用される危険があるとしてみても、それは別問題である。るるのべてきたように、竹島は独島問題に関するかぎり、韓国・朝鮮側の主張には相当の理があり筋がある。

この認識を前提としなければ、竹島は独島問題の解決はありえない。かりに「韓国のやりかたは無茶でだっ子のようなものだが、そんなむきになるんなら、あんなちっぽけな島くらいくれてやるわ」というような意味合いで日本が放棄を決定したとすれば、それはこの領土問題の真の解決ではない。逆に、前記の前提から出発する姿勢を固持するならば、こと竹島は独島問題に関するかぎり、漁業等の現場の実際の問題の解決は、おそらくそんなにむづかしいことではない。

戦後の日本政府は、竹島は独島問題において、そもそも出発からまちがっていた。日本が一〇〇%正当、韓国・朝鮮が一〇〇%誤謬という論理を小手先で構築して、甘くみたら相手におしつけようとしたがうまくいかず、国民の認識を誤まらせ、自からもその論理にしばられて身動きもできなくなり、危険な混迷を深めているのである。

以上のように考えるのが日本国民のためと信じる。それ

### 《本書取扱書店》

- 内山書店 千代田区神田神保町すずらん通り 二九四一〇六七
- ウニタ書舗 千代田区神田神保町一五二二九一七八六
- 芳林堂 豊島区西池袋二二の三三九八四二一〇一
- 東大駒場生協
- 文献堂 新宿区戸塚一の四八〇二〇三二二九七六
- 吉祥寺ウニタ 武蔵野市吉祥寺本町二二二〇七
- 〇四二二二一九六一八
- 模索舎 新宿区新宿二の四の九
- 中江ビル 三五二三五五七
- 都立書房 目黒区八雲二二二五七七二九七
- ルビコン書房 横浜市神奈川区鶴屋町一の八 第二盟和ビル
- 〇四五三二二一〇六一〇
- イカロス書店 神戸市生田区北長狭通二丁目国鉄高架線六二号
- 〇七八一三二二一五八四〇
- 三月書房 京都市中京区寺町二条上ル西
- 〇七五二二二二一九二四
- ふたば書房 京都市中京区河原町三条北
- 〇七五二二二二一〇六二九
- 近鉄書店 大阪市阿部野区松崎町二二二二二二
- 〇六二二二二二五七二五
- 翠松書店 大阪市天王寺区舟橋町四一六
- 〇六一七六八一九五二七
- 青泉社 大阪市北区堂島毎日新聞社前 〇六一三四一四二二二
- 大阪市立大学生協 大阪市住吉区杉本町四五九
- 平和書房 広島市千田町一一三
- 一六〇八二二二四一九二七
- アテナ書房 札幌市中央区北二西三〇一一二二二一六五三四
- 朝研大阪連絡所 吹田市末広町二一三吉岡方
- 〇六一三八一〇八八二